

# 日本幼児体育学会（JPEC）会則

## The Japanese Society of Physical Education of Young Children

### 総則

第1条 本会は、「アジア幼児体育学会」の支部組織として、「日本幼児体育学会」と称する。英文名称および略称は、アジア幼児体育学会を The Asian Society of Physical Education of Young Children (APEC)、日本幼児体育学会を The Japanese Society of Physical Education of Young Children (JPEC) とする。

第2条 本会の設立年月日を 2005(平成 17) 年 8 月 19 日とする。

第3条 日本幼児体育学会の所在地は、学会事務局（兼 アジア幼児体育学会事務局）と同一とする。本学会事務局は、鎌倉女子大学短期大学部 上田 陽子 研究室に置く。

〒247-8512 神奈川県鎌倉市大船 6-1-3

鎌倉女子大学大学短期大学部 上田陽子研究室内

### 目的と事業

第4条 本会は、幼児体育に関する科学的な理論と実践の両立を目指すことにより、国際的・学際的ならびに学術的研究の進歩と発展を基に、理論的裏づけによる実践的指導の普及・振興を図ることを目的とし、次の事業を行う。

- 1 会員相互の幼児体育の研究促進を目的とする大会・シンポジウムの開催。
- 2 会員相互の指導力向上と普及・振興を目的とするセミナー・講習会の開催。
- 3 幼児体育の普及のために、学会資格認定による幼児体育指導者の養成。
- 4 研究誌「幼児体育学研究」「アジア幼児体育学研究」・Newsletter 等の出版物の発行。
- 5 会員が本会の組織運営に関して審議し、決定する総会・理事会の開催。
- 6 その他、本会の目的を達成するために必要な事業。

### 会員

第5条 本会の会員は、正会員と賛助会員ならびに特別会員とする。正会員は、本会の目的に賛同する者で支部理事会が推薦し、本部常任理事会の承認を得た者とする。賛助会員と特別会員は、本会の事業に財政的援助をなした者で、理事会が承認した者とする。

第6条 会員は、本会が営む事業に参加することができ、また、本会の編集出版物の配布を受けることができる。

## **役員**

第7条 本会の事業を運営するために次の役員を置く。

- 1 会長 1名 (理事の互選により選出する)
- 2 副会長 若干名 (会長が指名し、理事会が承認する)
- 3 理事長 1名 (会長が指名し、理事会が承認する)
- 4 常任理事 若干名 (理事の中より、会長・副会長・理事長が任命する)
- 5 理事 若干名 (正会員の互選により選出する)
- 6 監事 2名 (正会員の互選により選出する)
- 7 事務局長 1名 (会長が指名し、理事会が承認する)
- 8 顧問 若干名 (会長が推薦し、理事会が承認する)

第8条 役員の任期は4年とし、重任を妨げない。欠員の生じた場合には、理事会で選出し、その任期は、前任者の残任期間とする。

第9条 本会の事務を助けるために事務局を設け、事務局に次の役員を置く。

- 1 事務局長 1名 (会長が指名し、理事会が任命する)
- 2 幹事 若干名  
(事務局長が指名し、理事会が任命する)

## **会議**

第10条 本会の会議は、総会・常任理事会・理事会とする。

第11条 総会は、毎年1回、開会する。

第12条 理事会は、会長および他の理事をもって構成し、理事長が召集する。理事は、本会の事業の遂行責任を負い、その執行にあたる。理事の過半数の要求があるときは、理事長は、理事会を召集しなければならない。

## **会計**

第13条 本会の経費は、会費、寄付金などによって支弁する。

- 第14条
- 1) 正会員の会費は当分の間年額5,000円とし、毎年12月末までに次年度の会費を納入すべきものとする。
  - 2) 賛助会員の会費は、年額一口10,000円とする。
  - 3) 特別会員として主旨に賛同する法人は、一口100,000円とする。

第15条 本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日で終わる。

#### 雑則

第16条 本会の会則および細則の改正は、総会における過半数の議決による。

第17条 本会の解散にあたっては、本会の財産、その他は、非営利団体に寄付する。

第18条 本会については、本会の目的達成のために、本会則に準じて事業を遂行するように努力することが望まれ、実情に応じてその裁量に委ねるが、毎年度の活動報告書と会計収支決算書を、理事会、総会に提出し、会員に報告しなければならない。

第19条 正会員および賛助会員は、正当な理由なく、年会費を3年以上滞納し、かつ催告に応じないとき、その資格を喪失する。

#### 附則

本会則は、2005(平成17)年8月19日に原案が提出され、2006年5月5日より施行。

2017年2月25日一部改正。〔第7条2改正 8追加〕

2018年8月24日一部改正。〔第19条追加〕

2025年8月31日一部改正。〔第3条改正〕

この会則の記載内容は、事実と相違ないことを証明します。

日本幼児体育学会 会長 西島大祐

# アジア幼児体育学会（APEC）

The Asian Society of Physical Education of Young Children

設立：2005(平成17)年8月19日

2025年8月に、第1回アジア幼児体育学会【アジア幼児体育・健康福祉シンポジウム】が、早稲田大学において、前橋 明教授のもとで、開会されました。このシンポジウムの際、東京都内において、日本・台湾・韓国の関係者が会談をした結果、毎年、アジア各国・各地域を巡回しながら、「幼児体育」の国際会議を開催することにより、幼児体育に関する国際的な動向を学ぶとともに、最新の幼児体育理論および実践研究の情報交換の機会を設け、幼児体育研究者と実践指導者との交流・親睦のための場を提供することを決めました。そのために、各国、各地域が、互いに協力・支援し合うことを誓い合い、毎年、再会することを約束しました。発起人は、

日本：早稲田大学 前橋 明（早稲田大学）、米谷 光弘（西南学院大学）、

田中 光（流通経済大学）、澤田幸男（さわだスポーツクラブ）、

石井 浩子（京都ノートルダム女子大学）、原田 健次（京都西山短期大学）

韓国：徐 相玉（韓国ニュースポーツ協会）、李 貞淑（明知大学）

台湾：邱 金松（国立体育大学）、黃 永寬（国立体育大学）

2006年度は、2006年8月19日(土)・20日(日)に、第2回アジア幼児体育学会【アジア幼児体育・健康福祉シンポジウム】の国際学術研究集会を、韓国ソウル特別市の中央大学において開催されました。その後、台湾、中国と、各地域を、順番に回ることとなりました。新たな参加国が加盟し、開催準備が整えば、会場を受けていただくように、申し合わせをしました。

また、アジアの学会の世話人（会長）は、毎年、学会大会の開催国の代表者の方にお願いをすることも、決定しました。学術誌「アジア幼児体育学研究」は、当面の間、日本の早稲田大学を事務局として、発行されることになりました。

これからの中華人民共和国の幼児体育の運営と使命達成のため、「幼児の体育」研究に関心のある国や地域があれば、学会に参加していただけるように、お誘い申し上げます。今後とも、ご協力ならびにご支援をいただけますよう、よろしくお願いいたします。

2006年8月20日(日)

世話人：前橋 明、米谷光弘、田中 光、澤田幸男、石井浩子

原田健次、徐 相玉、李 貞淑、邱 金松、黃 永寬